真に必要としているのは何か、との観点からの支援を

障害者自立支援法が４月から施行された。1割負担が話題になりがちだが、私としては、契約制で生活の実際場面の具体的支援が、どうなるのかが気がかり。

支援決定のために、今、障害程度区分の評価表（１０６項目）の第一次評価作業が進んでいるよう。

調査・評価者の疑問に答える形で、平成 18 年 4 月 12 日付けの厚生労働省の「障害程度区分関係Ｑ＆Ａについて」の中に、「『4-6　排便』Ｑ：女性の月経の後始末については、評価に含まれないと解してよいか。　Ａ：お見込みのとおり。」の記述を目にしてた。

先日のある親たちの集いでも、このことが話題になっていた。

思うに、こんなバカ気た質問をする方もする方、また、「評価に含まれない」と答える方も答える方。

じゃあ、この側面での調査・評価項目は、他の項目にあるのか？　ないなら、当然、調査項目に含まれてしかるべきこと。

以前ＨＰでも記したが、「所詮、法は文章上の法であり、実際の運用・活用は、最終的にはその人間の法知識、解釈、判断によることになるのだろう」ということ。

「生命体の維持活動現象として、体内で生成された老廃物の排泄」が、いわゆる大小便と解釈されるなら、生理とて当然範疇に入る。

先の親の集いでは、父親であっても、時に娘の生理の後始末に手を貸すことは当然のこととの話も出た。

このＱ＆Ａのことを、あるケアマネに尋ねたところ、「当然支援の対象」とのこと。

自分が危惧するのは、厚生労働省からの文書にこうした記載があると、「生理の後始末は支援の対象でないですから」と字句だけを勝手に解釈し、手を出さない支援者という名の輩が出かねないこと。

恐らく、これに類するような混乱が種々生じるだろうことは、容易に推測できる。

私は、卒論、修論等を目的として継続的に重症児との係り合いを希望する学生には、「三基本介護（摂食、清潔、排泄）が、まず出来るようになれ！」と指導した。

重症児の生命体としての維持活動上、最も支援を必要とする介護に手を出せないで、課題的な係わり合いだけから、「障害児教育はかくあるべし」と宣っても、それは砂上の楼閣。

支援者という名のプロは、真に当事者が必要とする支援はまず何かとの観点から支援を組み立てて欲しい。

（2006 年 5 月 14 日　記）